

徳島県告示第七百二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	徳島県立神山森林公園	指定管理者の 名称	徳島中央森林 組合	指定管理者の主たる 事務所の所在地	名西郡神山町神領字 西上角三九番地	指定の期間	令和五年四月一日から令和十 年三月三十一日まで
徳島県立高丸山千年の 森	一般社団法人 かみかつ里山 倶楽部		勝浦郡上勝町大字福 原字川北三〇番地	同			